

30 国際第1010号

関税割当公表第EU10号

平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
に基づく砂糖の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となる砂糖（以下「砂糖」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

砂糖（日EU協定附属書2－A第3編第B節17に掲げるTRQ－16の砂糖（以下「指定糖」という。）であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1701．12号の2、第1701．14号の2、第1701．91号及び第1701．99号に掲げる物品、同表第1702．90号の1に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の2に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、同号の5の（2）のAに掲げる物品並びに同表第2106．90号の2の（2）のAに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品。）

2 割当数量 83トン

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 申請登録申込の受付期間

平成31年1月7日午前10時から平成31年1月10日午後4時までとし、その詳細は、別添「関税割当公表第7の2の抽選の参加方法について」によるものとする。

第5 関税割当申請者の資格

砂糖を用いた食品等の新商品の試験・開発を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書類表（別記様式1）

2 残余数量破棄に係る誓約書（別記様式2）

3 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、第2に掲げる担当課への提出に当たっては、上から①1の別記様式1、②関税割当申請書、③2及び3に掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる割当数量又は日EU協定の発効日から平成31年3月31日までの輸入計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

1 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

2 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

各申請者の申請順に第1の2に掲げる割当数量に達するまで申請数量を割り当てる。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、平成31年1月16日（水）に当省において抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。抽選の実施については、平成31年1月15日（火）午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/kanwari/index.html>）において公表する。

3 1及び2に掲げる割当数量は、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品の数量とする。

第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、日EU協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は、当省ウェブサイトにおいて平成31年1月30日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は、割当期間の開始までに連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第10 独立行政法人農畜産業振興機構との売買契約の遵守

割当てを受けた者は、指定糖を本邦に輸入し保税地域に搬入してから通関手続きを行うまでの間に、独立行政法人農畜産業振興機構と砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）に基づく指定糖の売買契約（以下「機構売買契約」という。）を結ぶ。

第11 計画外使用があった場合の取扱い

- 1 指定糖の全部又は一部について、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章附属書2－A第3編第B節17（a）（ii）の証明書（TRQ－16に係る試験開発証明書）の取扱いについて（平成30年12月28日付け30政統第●●●●号農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）通知）に基づき政策統括官に提出のあった試験開発計画書に記載された用途以外の用途に使用（以下「計画外使用」という。）した場合には、関税割当てにより輸入した指定糖の全量について、糖価調整法施行令第4条第3号に基づく機構売買契約が解除される旨の条件に該当しなくなる。
- 2 1の場合において、政策統括官は、税関長に対して、計画外使用の事実の報告を行うものとし、割当てを受けた者は、関税割当てにより輸入した指定糖の全量に係る関税法上の手続について、税関長の指示に従うものとする。

第12 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第13 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書

類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

（別記様式）

農林水産省のホームページに掲載

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2018/eu2018kohyo.html>